

船舶設備関係法令及び規則

〔資格更新研修用テキスト（強電用）〕

四

平成19年9月

社団法人 日本船舶電装協会

目 次

I 船舶設備規程（関連抜粋）	1
(1) 電 気 設 備	1
第1章 総 則（第170条～180条）	1
第2章 発電及び変電設備	30
第1節 通 則（第183条～184条）	30
第2節 発電機（第185条～201条）	41
第3節 蓄電池（第202条～204条）	55
第4節 変圧器（第205条～210条）	60
第3章 配 電 設 備	65
第1節 配電盤（第211条～225条）	65
第2節 配電器具（第226条～234条）	73
第4章 電 路	76
第1節 電 線（第235条～238条）	76
第2節 配電工事（第239条～262条）	78
第3節 接 地（第263条～266条）	100
第5章 電気利用設備	103
第1節 照明設備（第267条～273条の3）	103
第2節 動力設備（第274条～289条）	108
第3節 電熱設備（第290条～294条）	120
第4節 通信及び信号設備（第295条～298条）	122
第6章 非常電源等（第299条～302条の2）	124
第7章 引火性液体を運送する船舶の電気設備 (第302条の3～302条の10)	145
第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備 (第302条の11～302条の13)	156
(2) 脱出設備、操舵設備、航海用具 (第122条の5～146条の49)	159
(3) 無線電信等の施設（第311条の22）	227
II 危険物船舶運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	234
III 船舶救命設備規則（関連抜粋）	242

IV 船舶消防設備規則（関連抜粋）	259
V 船舶自動化設備特殊規則	275
第1章 総 則（第1条～2条）	275
第2章 機 関（第3条～4条の4）	275
第3章 設 備（第5条～11条）	279
VI 漁船特殊規程（関連抜粋）	288
第1章 総 則（第1条）	288
第3章 設 備	288
第1節 救命設備（第51条の4～第51条の4の4）	288
第3節 其の他の設備（第66条～69条の5）	288
VII 小型船舶安全規則（関連抜粋）	296
(1) 総 則（第1条～4条）	296
(2) 電気設備	302
第1節 通 則（第85条～89条）	302
第2節 蓄電池（第90条～91条）	305
第3節 配電盤（第92条～93条）	307
第4節 電 路（第94条～97条）	308
第5節 電気利用設備（第98条～99条）	310
(3) 航海用具（第82条～84条の6）	310
(4) 救命設備（第58条～63条）	325
(5) 特殊小型船舶に関する特則（第106条、第113条～114条）	326
VIII 小型漁船安全規則（関連抜粋）	328
(1) 総 則（第1条～3条）	328
(2) 電気設備（第43条）	329
(3) 航海用具（第39条～42条）	333
(4) 救命設備（第25条～第26条の3）	337
IX 電気設備の検査	338
(1) 検査の種類（船舶安全法第5条、同施行規則第17条～19条の2）	338
[A] 定期検査	338
[B] 中間検査	338
[C] 臨時検査	339
[D] 臨時航行検査	340

〔E〕 予備検査	340
(2) 用語の意義	340
〔A〕 旅客船	340
〔B〕 国際航海	340
〔C〕 特殊船	340
〔D〕 小型兼用船	341
〔E〕 小型船舶	341
〔F〕 小型漁船	341
〔G〕 航行区域	341
〔H〕 従業制限	341
(3) 検査の準備	342
〔A〕 定期検査の準備	342
〔B〕 第1種中間検査の準備	342
〔C〕 第2種中間検査の準備	342
〔D〕 予備検査の準備	342
(4) 船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	343
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	343
第1章 第1回定期検査等	343
第2章 定期的検査等	352
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査	356
第1章 第1回定期検査等	356
第2章 定期的検査等	357
S編 検査の特例（電気ぎ装工事関係）	358
(5) 検査の実施方法に関する細則（日本小型船舶検査機構、電気設備関係抜粋）	360
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	360
2-1 第1回定期検査（製造検査を含む。）	360
2-2 定期的検査	362
2-5 検査の特例	363
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	364
第2章 船舶検査の実施方法	364
X 索引	366